

平成27年 第1回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成27年 3月16日（月）

午前 15時54分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	杉 本 邦 雄	議 員	1番	津 川 均	議 員
	2番	上 野 敏 夫	議 員	3番	高 田 勲	議 員
	4番	久 保 元 宏	議 員	5番	長 原 誠	議 員
	6番	鵜 野 範 之	議 員	7番	絵 内 勝 己	議 員
	8番	中 村 保 夫	議 員	10番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	金 平 嘉 則 君	監 査 委 員	金 子 幸 保 君
教育委員長	日 暮 茂 男 君	農 業 委 員 会 長	山 岡 禎 弘 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神 憲 彦 君	総務財政課長	栗 中 一 弘 君
政策推進室長	吉 田 憲 司 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	浅 野 信 行 君	建設課長補佐	村 中 博 隆 君
保健福祉課長	菅 原 秀 史 君	和風園園長	橋 英 則 君
旭寿園園長	谷 口 勲 君	会計管理者	黒 田 美 和 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生 沼 篤 司 君	次 長	篠 原 毅 君
-----	-----------	-----	---------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	三 浦 剛 君	書 記	吉 田 正 晴 君
------	---------	-----	-----------

## 7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第10号	沼田町行政区に関する条例の制定について
議案第13号	沼田町行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第15号	沼田町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
議案第16号	沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議案第18号	保育の実施に関する条例を廃止する条例について
議案第21号	北空知学校給食組合同規約の一部を変更する規約について
議案第22号	北空知圏学校給食組合同規約の一部を変更する規約について
議案第32号	平成26年度沼田町一般会計補正予算について
請願第1号	農協関係法制度の見直しに関する請願について
請願第2号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る請願について
意見案第1号	農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)について
意見案第2号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書(案)について

---

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）5分程早いですが、只今より開会致します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、長原議員、6番、鶴野議員を指名致します。

---

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2。予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長登壇)

○委員長（津川均委員長）私の方から、報告をさせていただきます。予算等審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例制定及び改正6件、予算案9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑・討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。それではこれより、議案第11号から議案第31号までの15件を一括して採決致します。お諮り致します。議案第11号から議案第31号までの15件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3。議案第10号。沼田町行政区に関する条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第10号。沼田町行政区に関する条例の制定に

ついて。沼田町行政区に関する条例を提出する。平成27年3月10日提出。沼田町町名でございます。沼田町行政区に関する条例。沼田町の区制に関する条例（昭和47年条例第20号）の全部を改正する。条文の朗読を割愛をさせていただきます、提案理由を申し上げます。行政区に関しましては、沼田町区制に関する条例。昭和47年条例第20号に基づいてございますが、行政区の名称、区域についての記載がないこと、行政区再編に関する規定もないことから条例の名称変更、文言の整理も含め現状に合わせ全部改正するものでございます。第1条には目的を定めてございます。第2条につきましては、名称は10頁別表2のとおりと致しまして、現行どおり30の行政区、区域の変更はございません。30以下につきましては、大きくは変更はございませんで、文言の整理でございます。第7条に行政区再編の条文を追加を致してございます。以上申し上げます提案理由とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第4。議案第13号。沼田町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第13号。沼田町行政手続条例の一部を改正する条例について。沼田町行政手続条例の一部を改正する条例を提出する。平成27年3月10日提出。沼田町町長名でございます。沼田町行政手続条例の一部を改正する条例。沼田町行政手続条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略を致しまして、提案理由を申し上げます。行政運営におきます公正の確保と透明性の向上を図ることを目的と致しまして、行政上の手続きについての条例であります。国の法改正に伴いまして、本町条例を一部改正するものでございます。改正の要点と致しましては、法令にいなお致します事実是正のための処分、または行政指導を求めることができる処分などの求めの手段でありますとか、法律の要件に適

合しない行政指導の中止を求めることができる、行政指導の中止等の求めの申請を申請することなどにより、行政運営におきます公正の確保と透明性の向上を図り、以って国民の権利の保護にすることを目的に改正されるものでございます。下から2番目2行目でございますが、第3条の改正には文言整理となっております。次の頁でございますけども、第33条は電子的記録などの規定、行政指導の際の相手方への掲示指摘事項の規定が追加をされてございます。中段にございます第35条でございますが、行政指導中止の求めが追加をされまして、次の頁でございますが、第36条には処分等の求めを規定がされてございます。なお、附則におきまして、町税条例に規定をされてます、行政手続条例一部改正に伴います町税条例の改正が規定をされてございます。以上申し上げまして提案理由とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第5。議案第15号。沼田町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原秀史課長）議案第15号。沼田町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について。沼田町地域包括センターが包括的支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例を提出する。平成27年3月10日提出。町長名でございます。沼田町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例。条文の朗読は省略させていただきます、提案理由をご説明させていただきます。この条例は地域の実勢及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の先行に伴い、介護保険法が一部改正され、介護保険法115条の45項で規定された

ものであります。これは、これまで厚生労働省令で定めたとされていた地域包括支援センターの職員に係る基準、いわゆる資格人数等の基準を定める条例であります。提案する条例には、厚生労働省令に定める従うべき基準1項目と参酌すべき基準が2項目ありますが、参酌すべき基準に本町の実情に困る内容を定めるような事情や特典はないものと判断し、国の基準通り条例案として提案しております。以上提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第6。議案第16号。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原秀史課長）議案第16号。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を提出する。平成27年3月10日提出。町長名でございます。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。条文の朗読を省略させていただき、提案理由をご説明させていただきます。この条例も第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、介護保険法第59条第1項第1号に規定されたものであり、これまで厚生労働省令で定めることとされていた指定介護予防支援等の事業者の指定基準、いわゆる資格人的、或いは運営に関する基準条例でございます。提案する条例には、厚生労働省令に定める、基準に従うべき基準6項目と参酌すべき基準26項目があり、参酌すべき基準の内、第3章運営に

関する基準、条例第31条の規定となりますが記録の整理につきましては、参酌すべき基準ではサービスに係る記録の保存年限を2年と定めておりますが、事業者の質の確保、向上の観点と介護報酬の請求の誤りなどがあった場合、地方自治法に基づき町から返還請求されることとなっており、また地方自治法に地方自治体の金銭債権の事故は5年と規定されていることから、記録の保存年限を5年に延長し、介護給付金の加護や変換請求などがあった場合も5年間さかのぼることができる様規定しております。以上提案理由とさせていただきます、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第7．議案第18号。保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原秀史課長）議案第18号。保育の実施に関する条例を廃止する条例について。保育の実施に関する条例を廃止する条例を提出する。平成27年3月10日提出。町長名です。保育の実施に関する条例を廃止する条例。保育の実施に関する条例（昭和62年条例第2号）は、廃止する。提案理由をご説明させていただきます。この条例は、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、訂正したものでありますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い廃止するものでございます。この廃止する条例の内容につきましては、保育の実施基準、いわゆる保育に欠けている状態についてでございます。これに変わる基準と致しまして、子ども・子育て支援法施行規則に定められていることから廃止するものでございます。以上提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第8。議案第21号。北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育委員会次長（篠原毅次長）はい。議案第21号。北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知学校給食組合規約の一部を次のように変更する。平成27年3月10日提出。沼田町長名でございます。北空知学校給食組合規約の一部を変更する規約。北空知学校給食組合規約（昭和45年3月26日告示）の一部を次のように変更する。以下、条文の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。沼田町にございます、沼田・北竜・雨竜・秩父別の4町で構成致しております当組合の給食センターの取り壊しに向け、事務所所在地を沼田生涯学習センター内とするこことし、また改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育長の任命等についての改正を行おうとするものでございます。施行につきましては、4月1日としております。経過措置として、現教育長在任中はお、従前の例によるとしております。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第9。議案第22号。北空知圏学校給食組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育委員会次長（篠原毅次長）議案第22号。北空知圏学校給食組合規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知圏学校給食組合規約の一部を次のように変更する。平成27年3月10日提出。沼田町長名でございます。北空知圏学校給食組合規約の一部を変更する規約。北空知圏学校給食組合規約（平成25年3月19日空地政第4455号指令）の一部を次のように変更する。以下、条文朗読を省略し、提案理由を申し上げます。深川市・沼田町・北竜・秩父別・妹背牛の1市4町で構成されております同組合の規約につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育長の任命等に関して改正を行おうとするものでございます。施行につきましては、4月1日としておりますが、経過措置としまして、現教育長在任中は従前の例によるものとしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。議案第32号。平成26年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第32号。平成26年度沼田町一般会計補正予算について。平成26年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年3月10日提出。沼田町長名でございます。別冊、平成26年度沼田町一般会計補正予算第10号1頁をお開きをいただきたいと思います。平成26年度沼田町一般

会計補正予算第10号。平成26年度沼田町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,450万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,087万8千円と定める。以降、省略とさせていただきます。平成27年3月10日提出。沼田町長名でございます。国におきましては、消費喚起等地方活性化に重点を置きました、平成26年度補正予算が27年2月3日に成立を致してございます。この国の補正予算におきまして、経済対策の目玉と致しまして地域住民生活等緊急支援の為の交付金、4,200億円がされました。沼田町にこの資金が交付をされることになりまして、地域消費喚起・地域支援型で1,050万6千円、地方創生先行型で3,180万3千円となっております。本補正予算につきましては、地域の消費拡大、経済の活性化を図るためこれらの交付金を財源に事業予算を追加計上するものでございます。7頁をお開きをいただきたいと思います。歳出でございますが2款総務費、1項総務管理費に、25目地域活性化・地域住民生活等緊急支援費を新設を致しました。1節報酬、50万4千円でございます。まち・ひと・しごと創生法第10条に規定をされております、地域活性化の長期ビジョンを定める総合戦略の地方版策定には、住民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、メディア等で構成する協議推進する組織の設置を定めております。これにかかります、協議会の委員を40名と致しまして、4回を開催を予定し、その報酬を計上してございます。8節報償費、300万円の計上でございます。地域住民生活等緊急支援の一環と致しまして、子育て世代に対し、別枠で町内に利用できる商品券を交付するものでございます。対象につきましては、沼田町に居住をする義務教育終了前までの子どもを養育する家庭と致しまして、沼田町子育て応援クーポン券1万円分を交付する費用でございます。300人分を予算措置をしてございまして、金券の交付でございますので、報償費での計上としてございます。11節需用費、10万6千円でございますが、事業にかかる消耗品及び会議におけるお茶代等でございます。12節役務費、1万4千円につきましては、通知連絡等の為の郵便料となっております。13節委託料、423万7千円の内訳でございます。沼田町子育て応援クーポン券、印刷、商店への換金に関する業務を商工会へ委託する費用と致しまして、17万9千円。まち・ひと・しごと創生法第10条に規定がございます、地方版総合戦略の策定にあたり、町民の意見を聞くワークショップでありますとか勉強会等の開催など、情報収集業務に要する委託料、405万8千円を計上するものでございます。19節負担金補助及び交付金、3,662万円の計上でございます。補助金と致しまして、ふるさと名物商品販売事業80万円でございますが、消費喚起の一つと致しまして、沼田町の特産品をネット販売する為のサイトを立ち上げまして、商品を限定をし、特別割引価格により販売をする事業に計上するものでございまして、観光協会を事業主体として考えてございます。もう1点、沼田町特産品販路開拓及び食材の情報発信事業351万円ござ

いますが、首都圏における販売拠点となります、アンテナショップの開設でございます。イベント開催やモニタリングの実施拠点と致しまして、これらを活用致しまして消費者ニーズを把握し、販路拡大や商品開発に利用するものでございまして、一応期限としては28年3月までとしてございまして、観光協会を事業主体に考えてございます。沼田町子育てファミリーサポート住宅整備事業2,400万円でございますが、子育て世帯を対象と致しまして、民間事業者が建設をする住宅に対しまして、建設費用の一部を助成するものでございます。1戸あたり3LDK、32坪程の面積で1棟2戸を2棟、4戸の入居できる住宅に1戸あたり、600万円を想定し、助成するものでございます。交付金でございます。プレミアム商品券発行事業831万円でございます。発券総額3,750万円と致しまして、プレミアム率全額国費を財源とする沼田町負担分20%、600万円。北海道からのプレミアム率5%分の配分で150万円となっております。購入者は1万円で1万2,500円の商品券が購入できるものでございまして、3千冊を販売を予定し、1世帯3冊を限度として販売するものでございます。これら商品券の販売に併せまして、顧客ニーズに応じたお取り寄せ、特別パック商品、飲食店での特別メニューの提供等、新たな消費の喚起につながる工夫を凝らす等、商店・商工会と連携し、事業を実施していくものでございます。なお、商品券の印刷・発行・換金など、必要経費81万円と見込んでございまして、プレミアム分と経費分を合わせました、831万円を商工会に対し交付を致しまして、発効日から8月末を予定とした期限で事業を実施するものでございます。財源でございますが、一般財源69万3千円を計上しております。国からの交付金は全額使い切りと指定をされておりましたが、個別事業において補助金割れが起きないように、安全率を見込んでいるための計上としてございます。6頁でございます。歳入でございます。11款地方交付税、69万3千円の増額であります。特定財源を充当致しましてもなお不足する分を、地方交付税を増額致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。本補正の主要財源となります。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として、4,230万9千円の歳入を見込んでございます。16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金でございます。道が負担をしていただきますプレミアム商品券の発行に関する上乗せ5%分、150万円の歳入でございます。以上申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（高田勲議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）3番高田です。今程補正予算の説明を受けたんですけども、歳出の委託料の中で地方版総合戦略策定に係る情報収集業務の委託料なんですけど、今程

も説明の中にあつた様にですね、ワークショップという言葉も出ましたり、或いは、どこの業者に委託するのもまだはっきりとは決まってないのかなという風には思いますが、議会の中でもですね、今まで進めてきたワークショップに対する色々な質問とか、本当にこれで町民の意見が全部吸い取られたんだらうか、という様な懸念も出たし、一般質問が出た経過もございました。当然国も色々な人から意見を聞けということで、それを推奨しているわけで、このような作業は必要かとは思いますが、それらの議会が、というのか色々な議員が懸念していることに対して町長は、新しいこの地域版総合戦略に係わる情報収集業務に関して、どのように工夫をして進めるつもりかお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、誰が答えるんですか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今回のこの地方版、幅広く意見を聞くというのが大事な事でございますので、地方創生の中で子育てとか地域の産業創出するとか、という事がありますのでこれはやっぱ幅広くできれば本当は聞く様な、参加しやすい様な仕組みを作らなきゃいけないという風に思ってますので、その辺は十分に留意をして進めたいという風に思っております。

○3番（高田勲議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）具体的な方策とか、ここに工夫するよとかという話はこれからという事でよろしいですか。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○町長（金平嘉則町長）これからこれを議決を受けた段階で、内部でまた検討させていただいてですね、今言われた事も留意しながらきちとした形の対応で総合戦略に反映できる様な仕組みを作っていくたいという風に思っております。

○3番（高田勲議員）はい。終わります。

○議長（杉本邦雄議長）はい。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）ここで、請願の一括議題についてお諮り致します。この際請願第1号から第2号までを一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号から第2号は一括して議題とすることに決しました。お諮り致します。請願2件については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願2件は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号から請願第2号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号から第2号は採択すべきものと決しました。暫時休憩致します。

16時27分 休憩

---

16時28分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今意見案2件が追加案件として提出がありました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第13。意見案第1号。農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）について。日程14。意見案第2号。TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）について。以上2件、日程に追加することに決しました。ここで、意見案の一括議題についてお諮り致します。この際意見案第1号から第2号までを一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から第2号は一括して議題とすることに決しました。提出者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。それでは意見案第1号から第2号までを一括して採決致します。お諮り致します。意見案第1号から第2号は原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から第2号は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成27年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

16時30分 閉会